

国有林で森林づくり活動を行うための手続きと流れ

林野庁・森林管理署等

活動の実施主体

活動内容の相談
候補地の選定

森林づくり活動の希望

お近くの森林管理署などに希望する活動内容などをご相談ください。

- ①どのような団体か
(森林づくり活動の実績、団体の目的・運営などに関する規約の有無 など)
- ②どのような活動を希望しているか
(植付、下刈、つる切り、除伐・間伐、自然観察、森林教室、環境美化活動 など)
- ③活動を希望している場所はどのような地域か
(〇〇山の周辺地域、△△から車で1時間程度の地域 など)
- ④活動の頻度等はどれくらいを予定しているか
(1回限り、数年間継続して実施を希望 など)

【1回限りの単発的な活動】

【数年間の継続的な活動】

現地の確認等
候補地の決定

活動希望申請書の提出

森林づくり活動の実施

協定の締結

活動計画への助言

現地案内・現地説明

技術指導など

協定に基づき活動計画書の
提出

森林づくり活動の実施

協定に基づき実績報告書の
提出

※協定締結による森林づくりの詳細は下記URLの
関連資料もご参照ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

●森林づくり活動の注意点

- 活動に当たっては、責任者を配置し、事故や山火事の未然防止に努めてください。また、ゴミの始末を呼びかけるなど、環境美化に努めてください。
- 活動に必要な施設等を設置する場合は、設置計画等についてあらかじめ所轄の森林管理署にご連絡ください。
- 実施主体は、活動の実施箇所の土地、立木等についての所有権、及び活動により生ずる全ての権利を有しません。